

学校法人兵庫医科大学保健管理委員会規程

(設置)

第1条 学校法人兵庫医科大学の教職員及び学生の健康増進策を推進し、保健衛生管理を行なうため、本法人に学校法人兵庫医科大学保健管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、次の委員によって構成される。

- 1 兵庫医科大学保健管理センター長
- 2 兵庫医療大学保健管理センター長
- 3 兵庫医科大学学生部長
- 4 兵庫医療大学学生部長
- 5 兵庫医科大学保健管理センター保健師の代表者1名
- 6 兵庫医療大学保健管理センター保健師の代表者1名
- 7 総務企画部長
- 8 人事部長
- 9 病院事務部長
- 10 学務部長
- 11 神戸キャンパスオフィスゼネラルマネージャー
- 12 篠山事務部長
- 13 兵庫医科大学保健管理センター保健管理室長
- 14 その他委員長が特に必要と認めた者

(委員長)

第3条 委員会の委員長は、前条第1号の委員がこれにあたる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

② 委員会は、必要の都度開催する。

(協議事項)

第5条 委員会は、次の事項を協議する。

- 1 法人教職員及び学生に関する健康増進推進の啓蒙活動の方策、保健衛生についての連携の方策に関すること
- 2 広域な感染症対策等が必要となった場合の法人としての対応策に関すること
- 3 法人教職員の健康増進（人間ドック等）の策定等に関すること
- 4 その他法人教職員及び学生に関する保健衛生の方策等に関すること

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、兵庫医科大学保健管理センターで行なう。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て常務会で行なう。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。